

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の目的

本市では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成7（1995）年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション22」を策定しました。その後、平成14（2002）年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成24（2012）年に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

この間、平成16（2004）年には、当市における男女共同参画を推進するための「吉川市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進についての基本理念や、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市や市民等の責務、及び市の施策の基本的事項を明確にしました。

また、平成13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定を受け、平成21（2009）年「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定と合わせて、県内で1番目となる「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の設置や、平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、第3次吉川市男女共同参画基本計画後期計画において、「吉川市女性活躍推進計画」を合わせて策定しました。

平成27（2015）年9月において国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。

本市においても、さらなる人権意識を醸成するため、性的少数者に対する理解が広まるよう啓発事業を行う等、多様性を認め合う社会の実現を目指す国等の流れを踏まえながら、男女共同参画施策の推進を積極的に図ってまいりました。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識<sup>1</sup>と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。

第3次吉川市男女共同参画基本計画の期間が令和3（2021）年度をもって満了するにあたり、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、国際的な潮流も踏まえたジェンダー平等の視点に立って、男女共同参画社会の実現を目指す「第4次吉川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

<sup>1</sup> 固定的な性別役割分担意識 男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

## 2 国内外の男女共同参画に関わる動き

### (1) 国際的な主な動き

国際連合が昭和50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和59（1984）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

平成7（1995）年に開催された「第4回世界会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択され、女性差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」等、各国が取り組むべき課題が設定されました。

「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されてから20年となる平成27（2015）年には、「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」が開催され、各国の取り組み状況に関する評価・見直しが行われました。

同年9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、その中の目標5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。



「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標・169のターゲットから構成されています。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

このSDGsの目標と本計画に定める施策の目標は、ジェンダー平等のほか健康・福祉分野等、重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策を着実に実施することで、SDGsの目標達成に向けた取り組みが推進されるものと捉えています。

近年では、令和2（2020）年に「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」が開催され、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の完全な実現に向けて取り組みを強化する「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

このように、さまざまな国際会議等において、女性の地位向上のための国際規範や基準について積極的な議論が行われており、日本も国際社会から取り組みの一層の強化が求められています。

## （2）国内の主な動き

昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、我が国における男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等、法制度面の整備が進められました。

さらに、平成27（2015）年に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、平成30（2018）年に、政治分野における男女共同参画を推進するため、国や地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、女性の職業・政治における活躍を後押しする環境づくりが進められています。

しかし、令和3（2021）年に世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダーギャップ指数」は、日本は156カ国中120位と低い順位となっています。これは、政治分野における議員や経済分野における管理職の女性比率の低水準等が要因となっています。

## （3）県の主な動き

埼玉県では、世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12（2000）年には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、同年、「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成14（2002）年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン」の改定とともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター（通称：With Youさいたま）」を開設しました。

さらに、平成20（2008）年には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」を開設。平成24（2012）年には、働く場における女性の活躍を支援するための「ウーマノミクス課」（令和3（2021）年「多様な働き方推進課」に再編）が設置されました。

## 3 計画の位置づけ

### (1) 国の法律や市の条例等との関係

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ②この計画は、吉川市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第9条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- ③この計画の中に盛り込む「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」です。
- ④この計画の中に盛り込む「吉川市女性活躍推進計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

#### ■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 ～省略～

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

#### ■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画基本計画）

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

#### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3 ～省略～

- 3 市町村は（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

#### ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条 ～省略～

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

